

伝染性紅斑の流行について（警報）【速報値】

令和元年（2019年）5月14日（火）15時00分

北海道富良野保健所
（北海道上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室）
電話：0167-23-3161

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和元年第19週（令和年5月6日～5月12日）において、富良野保健所管内の定点あたりの伝染性紅斑患者報告数が、警報基準である2人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、富良野保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 伝染性紅斑受診数（第19週（令和元年5月6日～5月12日【速報値】））

区分	富良野保健所	全道※	全国※
定点当たり患者数	2.00人	0.26人	0.23人
定点受診患者総数	4人	31人	663人

※全道、全国数値は第18週（平成31年4月29日～令和元年5月5日）の公表値

2 伝染性紅斑とは

伝染性紅斑は、頬に出現する蝶翼状の紅斑を特徴とし、小児を中心にしてみられる流行性発疹性疾患です。両頬がリンゴのように赤くなることから、「リンゴ（ほっぺ）病」と呼ばれることもあります。

発疹の他に発熱、関節痛、咽頭痛、鼻症状、胃腸症状、粘膜疹、リンパ節腫脹、関節炎を合併することがあります。

予後は通常、良好です。

なお、伝染性紅斑の流行状況は北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL : <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/606/map.html>)

3 伝染性紅斑の感染予防

伝染性紅斑は飛沫感染、接触感染により伝搬するため、流水とせっけんによる手洗いやうがいを励行してください。

なお、妊婦などは流産等のリスクがあるため、感冒様症状の者に近づくことを避けてください。

4 参考

(1) 伝染性紅斑の警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査事業の一環として、富良野保健所管内の医療機関（施設数2か所）を受診した伝染性紅斑患者数を一週間ごとに把握・集計し、あらかじめ定めた警報の基準値を超えた場合に発令します。

警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

【警報の基準】

警報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で2人以上となった場合

※警報発生後は、1 定点医療機関あたりの受診患者数が1人以上の場合は警報を継続

(2) 最近5週における定点医療機関からの報告状況（表示は「報告数（患者／定点）」単位：人）

	第14週 (4/1～4/7)	第15週 (4/8～4/14)	第16週 (4/15～4/21)	第17週 (4/22～4/28)	第18週 (4/29～5/5)
富良野保健所	4(2.00)	9(4.50)	4(2.00)	9(4.50)	1(0.50)
全道	71(0.51)	116(0.83)	114(0.82)	99(0.71)	31(0.26)
全国	1,786(0.56)	1,856(0.59)	2,645(0.83)	2,498(0.79)	663(0.23)